くらし

高齢者の雇用確保
「早めに環境整備」

札幌でセミナー　改正法の概要説明

高齢者の雇用確保に向けた国の政策、取り組みなどを学ぶセミナーがポリテクセンター北海道（札幌市西区）であり、北海道労働局の担当者が、改正高年齢者雇用安定法などについて説明した。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部などが主催し、10月23日に開催。総務や人事などの企業関係者ら約120人が参加した。

70歳まで就労可能な環境づくりを目指す改正高年齢者雇用安定法が3月に成立。北海道労働局職業対策課の宮谷朋弥・高齢者対策担当官(53)が改正法の概要を説明した。

現行は企業に65歳までの雇用確保を義務付けているが、改正で65～70歳の就業機会の確保が努力義務として新設された。罰則規定はないものの、宮谷担当官は「個々の企業で環境整備に事前に努めてほしい」と話し、早めの準備を促した。

改正法の主な変更点は、高齢者の就業確保措置として①業務委託契約制度の導入②社会貢献事業に参加できる制度の導入―の2点。雇用ではないフリーランス契約への移行などが想定され、社内で①計画の作成②労働組合との同意③計画の周知―などの手続きを求めている。宮谷担当官は「詳細な概要が固まれば、ハローワークなどを通じて紹介したい」と説明した。

このほか、高齢者を積極的に採用している央幸設備工業（札幌）と人材派遣のキャリアフィット（札幌）の社長らが出席し、自社の取り組みを紹介した。

（編集委員　升田一憲）

高齢者雇用の在り方が示されたセミナー

©北海道新聞社